

さくら都市計画地区計画の変更(さくら市決定)

都市計画東原地区地区計画を次のように変更する。

名 称	東原地区地区計画						
位 置	さくら市氏家字小里及び東原の各一部並びに櫻野字逆田の一部						
面 積	約6.8ha						
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は氏家地区の市街地の北東部に位置し、主要地方道大田原氏家線に接し、組合施行による土地区画整理事業及び都市計画道路3・4・5号東大通り線整備事業が実施されている。</p> <p>そこで本計画においては、周辺景観と調和した良好な住環境の形成を図るとともに土地区画整理事業の目的を考慮して、必要な公共・公益施設の整備を行うことにより、ゆとりある市街地環境の形成を図るものである。</p>					
	その他当該地区的整備・開発及び保全に関する方針	<p>(土地利用の方針)</p> <p>本地区は市街地の端に位置していることから、周辺の自然環境と調和のとれた良好な街並みを形成するため、敷地の最低限度を定め、敷地の細分化の防止などを図り落ち着いた住宅地の形成を目的とした土地利用を図る。</p> <p>また、道路、公園、下水道等の基本となる都市基盤を整備し、より快適な住環境を形成する。</p> <p>(地区施設の整備方針)</p> <p>都市計画道路3・4・5号東大通り線、3・5・5号氏家高校南通線の2路線の整備を中心に、区画道路(W=8m~4m)を配置し、また、区域内に公園、緑地を適正に配置する。</p> <p>(建築物等の整備の方針)</p> <p>ゆとりある居住環境と快適な街並み景観を創出するため、地区の特性に応じ、建築物等に関する次の制限を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地面積の最低限度 2. 建築物の壁面の位置 3. 建築物等の形態若しくは意匠 4. かき又は佐久の構造 					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	施設の種類					
			種別	名称	幅員	延長	備考
			幹線道路	市道U1-10号線	8.0m	163m	
			道 路		6.5m	42m	
					6.0m	503m	
					5.0m	171m	
					4.0m	75m	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	200m ²
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに変わる柱(以下「外壁等」という。)から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1.0m以上としなければならない。</p> <p>ただし、建築物又は建築物の部分が、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)外壁等の中心線の長さの合計が3.0m以下であること</p> <p>(2)車庫、物置その他これに類するもので軒の高さが2.3m以下でかつ、床面積の合計が20m²以下であること</p> <p>(3)この地区計画の都市計画決定の際、現に存すること</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(1)建築物の外壁等 屋根、外壁等の色彩は良好な住環境にふさわしい落ち着いた色あいのものとする。</p> <p>(2)広告物、看板等 周辺環境に配慮し、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。</p>
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側のかき又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>ただし、この地区計画の都市計画決定の際、現に存するものはこの限りでない。</p> <p>(1)2.0m以下の透視可能なもの (ただし、基礎で0.6m以下の部分及び2.0m以下の門柱、門扉にあってはこの限りでない。)</p> <p>(2)塀やフェンス等を設置し、道路側に1.0m以上の植栽帯を設けたもの</p>

「区域は計画図表示のとおり」

理由

平成23年7月1日に2つの都市計画区域(氏家都市計画区域、喜連川都市計画区域)がさくら都市計画区域に変更されたことに伴い、本案のとおり名称を変更するものである。